

# 令和5年度（2023年度）第1回日高管内いじめ問題等対策連絡協議会の概要

## 説明1 「『北海道いじめ防止基本方針』及び『北海道いじめの防止等に向けた取組プラン』について」

- 北海道いじめ防止基本方針  
いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むために改定された。
- 北海道のいじめ防止等に向けた取組プラン  
令和5年度から令和9年度までを計画期間として、道内におけるいじめの防止等対策の現状と課題を踏まえ、道教委が行う重点的な取組が示されている。



## 説明2 「道内及び管内のいじめの問題等の現状と課題について」（令和3年度の状況） 「魅力あるより良い学校づくりの推進、不登校の児童生徒を支援する体制の強化及び多様で適切な教育機会の確保について」



- いじめ  
「いじめの発見のきっかけ」は、「アンケート調査など学校の取組により発見」と回答した割合が最も高かった。**いじめの認知件数が0件の場合、認知結果を公表し検証する取組等の必要がある。**
- 不登校
  - ・全道ではすべての校種で増加している。日高管内では、中学校が最も多い件数であった。
  - ・不登校児童生徒への支援に当たっては、発達支持的生徒指導として「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、教職員と様々な専門スタッフが連携・協働し、不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的・計画的に支援を行うことが重要である。

## 実践発表（新ひだか町教育委員会）「長欠児童・生徒支援の取組の推進について」

※スタンダードの参考例



各学校における長期欠席・不登校児童生徒への支援の充実と学校と学校適応指導教室における支援体制の明確化を図るために**長期欠席・不登校対応スタンダードを昨年9月に策定**し取り組んでいる。

### 説明（本庁担当課）「いじめ防止の取組の充実について」

**法に基づいたいじめの積極的認知（「いじめ見逃しそれ」）を徹底**するには、いじめの疑いがある事案に接した際、「いじめ対策組織」に必ず報告することが必要であることから、日頃から、学校組織が機能するためには、誰もが自由に発言できる職場環境の醸成が重要となる。

## 意見交換

## 問題行動等の諸課題の解決に向けた実効性ある取組について

### 柱1 法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しそれ」）の徹底、学校及び町教育委員会における早期からの組織的な対応の徹底について

- いじめに関する調査において「いじめは許されないことである」との項目について、「いいえ」「よくわからない」と回答する子どもが一定数いたことから、相手の気持ちを想像する力を養う等の道徳教育や人権教育に取り組むことが大切。（PTA連合会）
- 児童生徒が自分から嫌な思いをしたと訴えやすい環境を整えるとともに、児童生徒から訴えがあった際にはスピード感を持って組織的に対応することが重要。（校長会）

### 柱2 魅力あるより良い学校づくりの推進、不登校の児童生徒を支援する体制の強化及び多様で適切な教育機会の確保について

- 町等で児童生徒に向けた事業を行う際には、不登校となっている児童生徒が参加しやすい環境を整え、外に足を運ぶきっかけとなるような工夫をすることが大切。（社会教育職員研究協議会）
- 学校の教育活動の場において、児童生徒一人一人が居場所を感じられる取組を一層充実させるとともに、不登校となった場合には、当該児童生徒の状況を共有し、組織的・計画的に対応することが重要。（教育委員会）



## まとめ

- 法に基づきいじめを積極的に認知することや、学校及び町教育委員会において早期から組織的に対応できるようにするには、適切にいじめの定義について理解し、共有することが必要である。
- 不登校児童生徒の支援は、魅力あるより良い学校づくりの推進、不登校の児童生徒を支援する体制の強化、多様で適切な教育機会の確保についての取組の充実を図る必要がある。